		号外	ページ
一七六	ラオス人民民主共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とラオス人民民主共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二七	三
一七七	スリランカ民主社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二七	四
一七八	タマブア・イ・ワイ橋架け替え計画のための贈与に関する日本国政府とフィジー共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二八	四
一七九	一部旅券査証及び査証料の相互免除に関する日本国政府とイスラエル国政府との間の取極の一部修正に関する口上書の交換に関する件	二八	四
一八〇	返納を命じた旅券を無効とする件	二八	四
	○財　務　省		
九九	電子情報処理組織を使用して処理する場合における保管金取扱規程等の特例に関する省令第二条第一項及び第三項に基づき同条第一項に規定する財務大臣が指定する各省各庁の長が保管する現金及び同条第三項に規定する財務大臣が指定する歳入歳出外現金出納官吏を指定する件の一部を改正する件	一73	一〇七
一〇〇	製造たばこに係る広告を行う際の指針の一部を改正する告示	一73	一〇七
一〇一	関税法第九条の六第一項及び国税通則法第四十五条第一項の規定により読み替えて適用する同法第三十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件	一73	一〇八
一〇二―一〇四	―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	八78	八
一〇五	国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示	八78	九
一〇六―一〇八	―政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	八78	九
一〇九―一一六	―国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	八78	一〇
一一七	国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	一二80	一
一一八―一二〇	―個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	一二80	八
一二一	外国為替及び外国貿易法第十六条第一項又は第三項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない支払等を指定する件の一部を改正する件	一二特42	二七
一二二	外国為替及び外国貿易法第二十一条第一項の規定に基づく財務大臣の許可を受けなければならない資本取引を指定する件の一部を改正する件	一二特42	二八
一二三	国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件	二二89	一九
一二四	個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件	二八	五
一二五	中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査開始の件の一部を改正する件	二八	五
一二六	中華人民共和国産及び大韓民国産溶融亜鉛めっき鉄線に対する関税定率法第八条第五項に規定する調査の期間の延長の件	二八	六
一二七	財政融資資金の管理及び運用の手続に関する規則の規定に基づき財務大臣が定める書式等の一部を改正する件	二八94	一〇七
	○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省		
一	プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第十一条第一項の規定に基づき指定調査機関を指定した件	二七	四
	○財務省、農林水産省		
八	株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件	一八	三
	○財務省、経済産業省		
三	株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件	一73	一〇九
	○国　税　庁		
二四	国税通則法第三十四条の四第一項の規定に基づく納付受託者の指定の件について	一73	二三
二五	国税通則法施行規則第十五条第一項に規定する国税庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件	八	四